

酒田市結婚サポーターを募集しています



1. 結婚サポーターとは

結婚サポーターとは、結婚を希望する男女に出会いの場を提供し、相談、助言を行い、縁結びのサポートを行っていただく方です。あらかじめ市へ登録いただきます。サポーターの仲介等により結婚が成立し、本市、遊佐町及び庄内町に定住した場合には、サポーターに対し報償金をお支払いいたします。

2. サポーターの登録等について

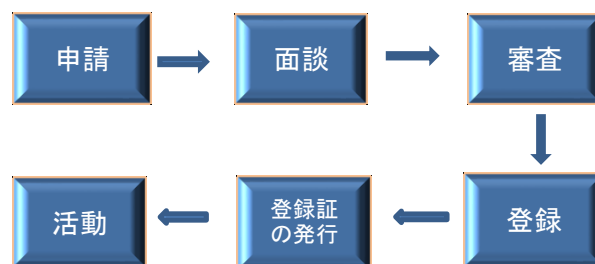
《登録から活動まで》

(1)登録の申請をいただき、面談及び書類審査を行った後、市に結婚サポーターとして登録します。登録されたサポーターには登録証と名刺を配付します。

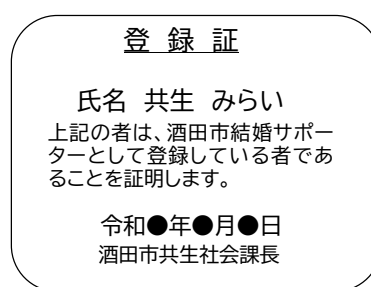
※営利目的と判断される場合は登録をお断りしています。

(2)登録されたサポーターは、結婚を望む独身男女に出会いの機会を提供し、仲介役となって活動していただきます。

(3)サポーターの仲介により結婚が成立し、本市、遊佐町及び庄内町に居住した場合には、居住した市町から仲介したサポーターに対して報償金をお支払いします。



表



裏

3. サポーターの活動について

結婚したいと願う人やその家族等からの相談に応じるとともに、他のサポーターと連携しながら結婚支援を行っていただきます。なお、活動の際は下記の事項にご留意いただきます。

- 結婚を希望する男女の仲介や相談対応、助言等を行うにあたっては“本人の意思”を尊重してください。
- 活動により知り得た個人情報については、本人の同意なく第三者へ提供しないでください。
- 営利を目的とした活動は行わないでください。
- 報償金の対象となるのは、結婚を仲介した男女が酒田市・遊佐町・庄内町に定住した場合です。婚姻届の提出と酒田市・遊佐町・庄内町への住民登録が条件となります。
- 年4回、所定の活動状況報告書を提出してください。
- 登録証と名刺を交付しますので、活動の際にご活用ください。

【お問合せ】

酒田市結婚サポートセンター(共生社会課)
電話: 0234(26)5670 担当:山崎